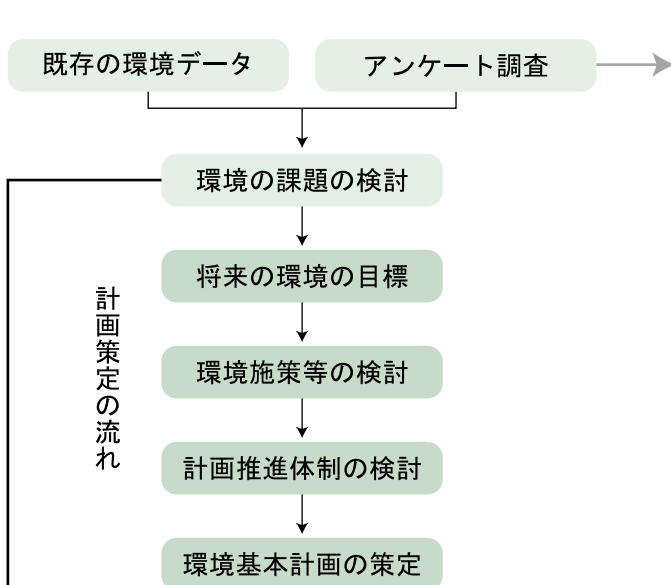


竹原市環境基本計画の策定状況のお知らせ

市では「竹原市環境基本計画」の策定に向けて準備を進めています。この計画は、市民の財産である美しい自然や美しいまちを守っていくために、市民・事業者・行政が協働して何を行っていくかを示す指針です。策定後は、この計画に基づいて環境行政を行っていきます。

ここでは、昨年度の検討内容についてお知らせします。



環境の課題

環境の主な課題をつぎのように整理しました。

- 市街地周辺の水質汚濁対策
- 安全・安心な水道水源の確保
- 野焼きをはじめとする悪臭対策
- ごみの発生抑制・再使用・再資源化
- ごみのポイ捨て・廃棄物の不法投棄への対策
- 美しい海岸・干潟・藻場の保全
- 山林・里山の保全
- 地球温暖化防止に関わる行動の実践

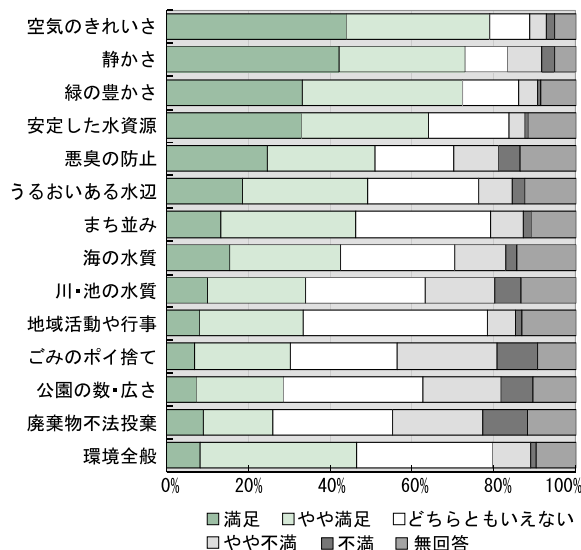
その他

アンケート調査の結果

昨年度は、市民のみなさんにご協力いただき環境アンケート調査を実施し、竹原市の環境の課題を検討しました。

■アンケート調査から、「空気のきれいさ」「静かさ」「緑の豊かさ」「水資源」などに満足している人が多く、「ごみのポイ捨て」「廃棄物の不法投棄」「公園の数・広さ」「川・池の水質」などを不満に思う人が多いことがわかりました。【下図】

また、大多数（回答者の88%）の人が「地球温暖化」に関心を持っていることもわかりました。



今年度の予定

- 今年度は、竹原市がめざすべき環境の目標を定め、必要な環境施策や取り組みを検討します。また、施策や取り組みを行う体制についても検討し、年度内に計画を策定する予定です。
- アンケート調査でお聞かせいただいたご意見は、環境基本計画の策定や今後の環境行政に役立てていきます。なお、市のホームページでアンケート調査結果の詳しい内容を掲載していますので、そちらもご覧ください。

問い合わせ 市民生活課生活環境係 ☎22-7734

市民活動団体保険制度がスタート

事前の登録必要

保険料負担なし

自主的に組織された自治会・市民活動団体などのみなさんが、安心して社会貢献活動を行うことができるよう、社会貢献活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度を創設しました。この保険の対象となるためには、あらかじめ団体として登録することが必要です。なお、登録料や保険料の負担はありません。

□保険の対象となる社会貢献活動とは

次の要件をすべて満たす活動です。

- ① 5人以上で自主的に組織され、市内に拠点を有する団体の活動
- ② 無報酬（交通費等実費の支給等を除く）の活動
- ③ 継続的・計画的に実施されている活動
- ④ 公益的な活動

※公益的な活動とは、地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動で、会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。

□団体登録手続き

所定の竹原市市民活動団体登録届に必要な事項を記入のうえ、団体の規約・総会資料など活動の目的や内容のわかる資料を添えて、協働のまちづくり推進室で手続きをしてください。

※登録手続き、補償内容など詳しくは、市役所・支所・出張所・各公民館に備え付けのパンフレット、または市のホームページをご覧ください。

□問い合わせ

協働のまちづくり推進室 ☎22-2279

保険の対象となる主な活動例

- ◆自治会・町内会活動、住民自治組織活動、防犯活動、防火・防災活動、地域清掃活動
- ◆子ども会活動、青少年非行防止活動・保護活動
- ◆地区社会福祉協議会活動、社会福祉施設支援活動
- ◆環境美化・清掃活動、リサイクル運動
- ◆PTA活動、レクリエーション活動、文化活動
- ◆行方不明者等の搜索活動

保険の対象とならない活動例

- ◆学校管理下の活動
- ◆職場などで行事として行う活動
- ◆会員の楽しみや趣味のサークル活動または自助的な活動
- ◆国、県または市から委託を受けて行う活動
- ◆スポーツ・レクリエーション・文化活動などの行事における指導者・スタッフ以外の参加者の事故



ひろしまの森づくり事業

ひろしまの森づくり事業とは、森林の持つ公益的機能（災害を防いだり、きれいな水・空気をつくったりする機能）の維持・推進を目的として、放置され荒廃した人工林の再生、里山林の整備、森林・林業体験活動の支援、間伐材の利用対策、森林・林業に対するPR活動などの取り組みを行う事業です。



竹原市の取り組み

間伐による人工林の健全化、里山林の整備として放置森林整備・松くい虫被害跡地整備・里山活用林整備、里山林の保全活用に関する住民団体への支援、間伐材を利用した木製品の公共施設等への設置を行いました。

森林所有者の方へ

間伐による人工林の健全化を実施する森林を募集します。

〈対象〉

スギ・ヒノキの人工林のうち、15年以上一度も手入れができないままになっている森林。

〈内容〉

事業対象を判断した後、森林の所有者と協定（20年間の皆伐制限等）を結び、整備事業を実施します。※間伐については、1ヘクタールあたり1万円の負担が必要です。

住民団体等による森林整備の取り組みを募集

〈対象〉

住民団体やNPO団体などが自ら企画する里山林の保全活用に関する取り組み・森林の機能や林業について学ぶ体験活動への取り組み・住民団体等が行う植樹活動等の緑化活動への取り組み

〈内容〉

地域住民の代表者などで構成される協議会で採択された取り組みに対し、活動に必要な資材の購入や作業器具の整備などに必要な経費の一部を助成します。

問い合わせ 産業文化課耕地林業係 ☎22-7745